

令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第一 次 試 験 選 考 基 準

- 以下の方法により選考区分（一般選考、特別選考①・②・④）ごとの総合得点を算出し、区分ごとに高得点者から第一次試験合格者を決定する。
- 令和3年7月16日までに適性検査の受検を完了していない者は、総合得点にかかわらず失格とする。
- 第一次試験合格者数は、現時点で算出される採用予定数の2倍以上の人数を基準として算出する。

1 一般選考

- (1) 筆記試験（教科専門試験、一般教養・教職専門試験）
それぞれを100点満点で計算する。

(2) 総合得点算出方法

教科専門試験（100点満点）と一般教養・教職専門試験（100点満点）の合計得点（200点満点）を総合得点とする。

特定の資格による加点申請をした者に対しては、総合得点に15点加点をする。

※特定の資格

受験区分	加点対象とする資格
小学校	令和4年4月1日時点での有効な中学校教諭又は高等学校教諭普通免許状（英語）を有する者（令和4年3月31日までに取得見込みの者を含む）
	令和4年4月1日時点での有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する者（令和4年3月31日までに取得見込みの者を含む） ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす
中学校・高等学校 (高等学校（商業）は除く)	令和4年4月1日時点での有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する者（令和4年3月31日までに取得見込みの者を含む） ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす

2 特別選考①・②・④

指導案（100点満点）の得点を総合得点とする。

特定の資格による加点申請をした者に対しては、総合得点に8点加点をする。

※特定の資格

受験区分	加点対象とする資格
小学校	令和4年4月1日時点での有効な中学校教諭又は高等学校教諭普通免許状（英語）を有する者（令和4年3月31日までに取得見込みの者を含む）
	令和4年4月1日時点での有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する者（令和4年3月31日までに取得見込みの者を含む） ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす
中学校・高等学校 (高等学校（商業）は除く)	令和4年4月1日時点での有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する者（令和4年3月31日までに取得見込みの者を含む） ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす

3 特別選考⑥

受験した試験内容により、一般選考又は特別選考①・②・④の基準に従う。